

# M. ウェーバーにおける「支配」と教育

高 島 秀 樹

## 目 次

はじめに

1. M. ウェーバーにおける「支配」
  - (1) 「政治」と「支配」の概念
  - (2) 支配の3類型
  - (3) 「支配」概念の特徴
2. 支配者の資質形成と教育
  - (1) 支配者の資質形成、後継者養成と教育
  - (2) 支配の3類型と教育
  - (3) 合理的教育への必然的移行傾向
3. 被支配者の服従意欲・態度の形成と教育
  - (1) 服従の根拠と類型
  - (2) 服従意欲・態度の形成と教育

おわりに

## はじめに

G. C. ホーマンズが「第2世代の社会学者」<sup>(1)</sup>と位置づけた、パレート、デュルケーム、ウェーバーらのほぼ同一の時代に活躍した社会学者達や、この内に明示されてはいないものの同世代に属すると考えられるジンメルなどは、いずれも共通して社会現象としての教育に関心を持ち、自らの研究対象として深い洞察を加えていた。もとより社会学は社会現象に関する科学的認識を目的として成立したものである以上、社会現象の一部としての教育への関心・研究は「初代の社会学者」である、コント、スペンサーの世代の研究者の中に既に見られていたものであって、<sup>(2)</sup>「第2世代の社会学者」のみに固有

の傾向ではないが、彼らの多くが教育に関する著書を何らかの形態で公にしていることもあって、<sup>(3)</sup>今日きわめて隆盛を見せている教育社会学の源流をこの世代の社会学者達の中に求めようとすることはほぼ普遍的に承認された考え方であると言って良い。<sup>(4)</sup>

しかしこれら「第2世代の社会学者」の内、M. ウェーバーについては教育に関する研究領域で取り上げられることが、他の同世代の社会学者に比べて相対的に少なかった。英国の教育社会学者R. キングはこの点について「M. ウェーバーの著作は、マルクスやデュルケームらの著作に比べ、教育社会学の分野においては比較的小さい認識しか得ていない」と指摘しているが、<sup>(5)</sup>これはM. ウェーバー自身が教育に関

しての独立した著作を持たなかったことなどの表面的な理由に大きく左右されて生じた傾向であると考えられる。M. ウェーバーについて、あえて教育に関連を持った分野で関心のもたれた項目をあげても、その多くは学問論、それに深い関係を持つがやや意味の異なる科学研究方法論などに留まり、M. ウェーバーの教育に関する考察が論議されることは決して多くはなかった。また、教育社会学の分野における研究にM. ウェーバーの方法論や図式が用いられることも相対的に多くはなかった。そのような現象はしかし、M. ウェーバーの研究・著作の内に教育に対する考察が乏しかったことを意味するものとは考えられないのであって、M. ウェーバーの著作の内には支配の類型との関連の中で教育の類型について考察が加えられるなど、豊かな教育への洞察が内包されているのである。近年、英国を中心とする「新教育社会学」派の立場からの研究が活発となってくる傾向の中で、あらためてM. ウェーバーの教育に関する研究についての関心や、教育社会学的研究へのM. ウェーバー理論の適用についての関心が生じはじめていることは、M. ウェーバーに対する再評価として評価されるべきであろう。我が国においても森重雄によって、教育システム理論の系譜的研究の一部として「ウェーバーの教育社会学」研究が公にされるなどの傾向が生まれてきている。

このような研究動向を一方において理解した上で、あらためてM. ウェーバーの研究・著作について考察を加えると、その全貌について詳細に検討を加える余裕はないが、きわめて多方面にわたる研究領域の内の重要な一領域として「支配」についての研究があることは何人も否定しえない。この点に関しては次章で検討を加えるが、M. ウェーバーは支配に関して先行する研究者の提示した概念規定に対し、独自の概

念規定を明確化して提示するとともに、支配者に対する考察とならんで被支配者の服従意欲・服従態度の重要性を提言するという独自の見解を示し、さらに支配の正当性根拠に注目して著名な「支配の3類型」を示した。支配関係が成立し、維持されていくためには、支配者の養成と被支配者における服従意欲・服従態度の形成という2つの焦点を中心に教育の存在が必要不可欠であって、教育の存在なしには支配関係の成立・維持は不可能である。支配者の養成についてはいうまでもなく、被支配者の服従意欲・服従態度の形成についてのみ考えれば、服従、即ち自発的と意識される支配関係への同調を効果的に達成するためには、それが他から強制されたものであると感じさせることなく、あたかも個人の内発的な意志に従って行動しているかのように意識させることが最も効果的であるが、個人の内発性に呼びかけ、一定の方向に導くには教育が最も有効な手段となる。このような諸点から考えると、M. ウェーバーの所説に留まらず、一般に支配について正しく理解するためには教育についての理解が必要であることは明らかである。

以上の論点を前提として、本稿においてはM. ウェーバーの所説を基礎として、支配の成立と安定・維持に教育がどのように関わり、どのような役割を果たしているかを明らかにすることを目的とする。そのために、本稿ではM. ウェーバーにおける「支配」の概念とその3類型についての基本的な特徴を明らかにした上で、M. ウェーバーの支配に関する考察の特徴と考えられる支配者と被支配者両者の支配関係への関与の実態を明らかにしようとする意図にならって、支配者と被支配者の各々にとって教育がどのような意味を持ち、どのような役割を果たしているのかを、より具体的には支配者については支配者の養成と支配の正当性根拠

の形成・獲得に教育がどのように関わっているのか、被支配者については支配関係の承認、服従意欲・服従態度の形成に教育がどのように関わっているのかを焦点として考察を加えていく。

## 1. M. ウェーバーにおける「支配」

### (1) 「政治」と「支配」の概念

M. ウェーバーにおける「支配」の概念とその特徴を明らかにするために、支配の問題への具体的な導入として「政治」の概念の考察から出発する。

M. ウェーバーは大著“Wirtschaft und Gesellschaft”（『経済と社会』）の冒頭を「社会学の基礎概念」にあて、そこで若干の基礎的概念の規定を行っているが、その第12項で「団体の概念と種類」を取り上げ、「団体（Verband）とは社会関係の秩序の維持が一定の人々の、すなわち指揮者（Leiter）の、そしてときには、場合によっては通常同時に代表権力をもつ行政幹部（Verwaltungsstab）の秩序維持の遂行にとくに定位した行動によって保証されるときに、外部に向かって規制的に制限された、または封鎖された社会関係のことであり<sup>(10)</sup>」とし、さらに第17項で「政治団体・教政団体」を取り上げ、「政治団体（Politischer Verband）とは、自己の存続と自己の諸秩序の妥当とが所与の地理的領域のなかで行政幹部の側で物理的強制力を使用し、これでもって威嚇することによって継続的に保証される場合、かつその限りでの、支配団体のことをいうべきである<sup>(11)</sup>」とし、この後に国家の概念規定を掲げている。ここでは政治団体は団体の一特殊事例として位置づけられ、「政治」は物理的強制力、威嚇を伴う、団体における社会関係の秩序の維持の行為を意味するものととらえられている。

この政治に典型的に見られる社会関係の秩序

の維持の行為がどのようにして成立するのが次に問題となる。それについて M. ウェーバーは「利益社会関係の制定された諸秩序は、(a)自由な協定によって、または (b)授与と服従によって、成立しうる<sup>(12)</sup>」としている。このようにして成立した社会関係の秩序の維持には、それを成員に徹底せしめる命令者とそれに服従する人々の存在が不可欠である。ここに「権力」と「支配」の問題が生じてくるが、それは同時に M. ウェーバーにおける「政治」の中心をなす問題でもある。今この2つについて M. ウェーバー自身の概念規定を見るならば、「権力（Macht）は、社会関係のなかで抵抗に逆らっても自己の意志を貫徹するおのおののチャンス——このチャンスが何にもとづこうとも——を意味する<sup>(13)</sup>」。「支配（Herrschaft）とは、一定の内容をもつ命令に所与の人々が服従するチャンスのことをいうべきである<sup>(14)</sup>」とされている。

このように概念規定された M. ウェーバーの支配概念の特色について簡単に要約して示しておくならば、彼以前の学者の支配に関する概念が多く支配者の側から、いいかえると上位の者からの権力行使としてとらえられていたこと、また彼に先立って G. ジンメルが支配関係の中での「下位の主体の自発性と協力性」を強調したことに對し、M. ウェーバーはこの相反するかに見える2概念を融合せしめ、支配を上位者と下位者の両者の相互的關係（彼自身は命令に所与の人々が服従するチャンス、即ち下位の被支配者の服従についての言及をその概念規定の内に取り入れている）としてとらえた点にあるといえる<sup>(15)</sup>。

### (2) 支配の3類型

#### 1) 支配の根拠と3類型

(1)で明らかにしたように M. ウェーバーは支配を支配者と被支配者の間における相互的關係としてとらえたと考えられるが、このような支

配関係が成立するためには支配者の支配意欲のみならず、被支配者が自ら服従することを求める意欲が必要である。支配関係が成立するための必要な人的要素として、①首長、②人間の幹部、③被支配者の3者があげられるが、これら3者がどのような動機から支配関係に参加するかによって支配の性格が相違してくる。さらに支配を正当なものとして、それに関わる各個人に認識させ、承認させるためには「正当性根拠」(Legitimitätsgrund)が必要である。この正当性根拠こそ支配を成立せしめ、かつ支配の内面的な支えとして、支配を安定せしめ、維持させるものであり、この正当性根拠の依拠する究極原理の差異が支配の類型を規定する。M. ウェーバーはこの支配の妥当の究極原理には次の3種があり、また3種しか存在しないとした。

- ① カリスマ——非日常的なもの——への帰依による場合……啓示、天賦に対する信仰、救世主、予言者、英雄への信仰が服従の基礎となる。
- ② 人的権威にもとづく場合……伝統の神聖さの中に、慣習化されたものの中に基礎をもち、服従は伝統の神聖さに対して行われる。
- ③ 制定された合理的規則の体系に表現される場合……合理的規則によって地位についた人の命令は一般的拘束力を持つが、服従は諸規則に対して行われるのであって、人に対して行われるのではない。

以上の支配の3種の正当性根拠に各々対応して、3種の支配の純粋な基本類型が設定されるが、それは次の通りである。

- ① カリスマ的支配の類型……予言者・軍事的英雄・偉大なデマゴグの支配。
- ② 伝統的支配の類型……家産制 (Patrimonialismus)、伝統的支配には家産制の他に封建制 (Feudalismus) があり、それには

さらにレーエン封建制 (Lehensfeudalismus) とプフリュンデ封建制 (Pfründenfeudalismus) がある。

- ③ 合法的支配の類型……官僚制 (Bürokratie)、その典型として近代官僚制 (moderne Bürokratie) と家産制的官僚制 (Patrimonialbürokratie) がある。

以上、支配の正当性根拠の相違にもとづく3種の支配の純粋な基本的類型を示したが、以下、各々について簡単に説明を加える。

## 2) カリスマの支配

カリスマの支配は「支配者の人と、この人のもつ天与の資質 (カリスマ)、とりわけ呪術的能力・啓示や英雄性・精神や弁舌の力、とに対する情緒的帰依によって成立する」<sup>(16)</sup> ところに他の2種とは異った特色をもつものであり、「最も純粋な型は、予言者・軍事的英雄・偉大なデマゴグの支配である」<sup>(17)</sup>。この支配における支配団体は教団または従士団の型をとる情緒的共同体であり、命令者の型は「指導者」であり、服従者の型は「信奉者」または「帰依者」である。ここでは服従は純粋にその指導者個人の持つ個人的・非日常的な資質のゆえに捧げられるものであって、彼の制定法上の地位や伝統的な権威のゆえに服従されるのではない。ここにカリスマ的支配が合法的支配や伝統的支配 (特に家父長制や家産制) とは異なったものである特色があらわれている。ここでの支配は指導者がカリスマとしての能力を保持している期間、もしくはそれが実証され、服従者の信頼を得ている期間のみ成立するものであって、それが失われた場合は成立が不可能となって、支配は崩壊する。行政幹部はカリスマと、個人的帰依によって選択されるのであって、「権限」や「特権」を伴わない。

このカリスマ的支配は、合法的支配と伝統的支配が日常的な形式であるのに対し、非日常的

でかつ純粋に個人的な関係によるものであるが故にたえず崩壊の危険にさらされており、特に後継者への移転がきわめて困難である。移転に伴って支配関係は日常化していき、カリスマ的支配から伝統的支配または合法的支配へと変質していく傾向を持つといえる。

### 3) 伝統的支配

伝統的支配の「最も純粋な型は家父長制的な支配である」とされるが、この伝統的支配は昔から存在する秩序と支配権力の神聖さによるものであって、首長の個人的行政幹部が欠如する場合には、①長老制、②一次的家父長制をとる。この内、長老制は最長老が神聖な伝統の最良の精通者として支配する場合であって、経済的・家族的でない諸団体に見られ、他方、家父長制は経済的・家族的団体の内部で相続規則によって定められた個人が支配する場合である。

ここでの支配はゲマインシャフト関係であって、命令者の型は「主人」(Herr)であり、服従者は「臣民」であり、行政幹部は「しもべ」である。この支配の最大の特徴は、次の合法的支配(その典型としての官僚制)における支配が個人に対してではなく、制定された規則に対して服従するものであるのに対し、「個人が、伝統によって聖化された彼自身の權威によってピエテートの念から、服従されるのである」といわれるように、あくまでも伝統に裏付けされた個人が支配者となる点にある。そのため命令の内容は伝統に拘束され、伝統的規範に反する命令は不可能である。

このような支配も、やがて首長の純個人的行政・軍事幹部が成立した場合には「家産制」へ、首長権力がさらに強力になった場合には「サルタン制」へと移行していく。また、「しもべ」が首長と独立の、彼ら自身の固有の地位のゆえに社会的有力者とみなされるようになった

場合には「身分制的支配」(ständische Herrschaft)が成立する。

### 4) 合法的支配

合法的支配は合理的支配(rationale Herrschaft)ともいわれ、その純粋な型は近代官僚制である。M. ウェーバーは「最も純粋な型は、官僚制的支配である。根本観念は、形式的に正しい手続きで定められた制定規則によって、任意の法を創造し、変更しうる、というにある」としている。この支配の最大の特徴は支配者個人がその人のもつ固有の権利のゆえに服従されるのではなく、制定された規則に対して服従がおこなわれる点である。ここでの支配者の型は上司(Vorgesetzter)であり、行政幹部は官吏、訓練された専門官吏(Fachbeamte)の型をとる。被支配者は制定された規則に対して服従するのであって、この規則は誰れに対しても、いかなる場合にもその規則に定める通りに適用される。ここでは物事は個人の恣意の入りこむ余地のない計算可能な諸規則(berechenbare Regeln)に従って処理されるが、この計算可能性(Berechenbarkeit)こそ近代官僚制のみならず、近代法、近代資本主義に共通に認められる基礎となっていると考えられるものであって、いうならば近代社会の基本原則とも考えられるものである。

### (3) 「支配」概念の特徴

以上、M. ウェーバーの所説にできる限り忠実に「支配」の概念とその成立根拠、さらにその相違に起因する「支配の3類型」について考察を加えてきたが、ここでふたたび、その特徴を要約しておくならば、第1に支配が単なる上位の支配者からの一方的な働きかけのみによって成立しうるものではなく、下位の被支配者の服従意欲が存在してこそ成立するものであると考え、支配を相互関係としてとらえた点に獨創性があり、支配と教育の関係について考察を加

える場合にも支配者と被支配者の両者について、また特に被支配者の服従意欲の形成について明らかにしていく必要があることが示唆される。第2に支配の正当性根拠を明らかにすることを意図し、それを①カリスマ、②人的権威、③合法的規則の3種であるとし、それに対応して、①カリスマ的支配、②伝統的支配、③合法的支配とした点に特徴があり、ここからは各々の類型毎に支配と教育との関係を明らかにしていく必要があることが示唆される。以上の理由から本稿ではこの2点に十分配慮しつつ、所定の研究目的・課題の考察を進めていく。

## 2. 支配者の資質形成と教育

M. ウェーバーの支配に関する所説によれば、前章で考察を加えたように支配者と被支配者双方の支配関係への関与について総合的に明らかにすべきであるが、ここでは考察の手順として先に支配者の資質形成の問題について、支配の正当性根拠の獲得過程を中心として考察を加え、それとらんで行政幹部の養成についても、行政幹部の被支配者に対する支配者としての性格に注目した限りで言及したい。このような問題については既に日本の教育社会学の研究領域で数少ない M. ウェーバーの所説に依拠する先駆的研究として貴重な成果である潮木守一の研究成果<sup>(21)</sup>があり、以下の考察はそれに大きな示唆を得たものであることをはじめに明示しておく。

### (1) 支配者の資質形成、後継者養成と教育

潮木守一が「彼は支配の諸類型を論ずる場合、つねに支配者の出現原理、後継支配者の選抜、陶冶、訓練という問題に目を向けていた<sup>(22)</sup>」と指摘するように、M. ウェーバーは支配について考察を加える場合、教育に対して常に関心をはらっていた。支配者の側に注目してその焦点をあげるならば、その1は彼が支配の問題を

追究していく上で、一つの考察の終極的な焦点として正当性根拠を論じたことと深い関連をもつが、支配者がどのようにして支配の正当性根拠を自らのものとして獲得していくのかという点であり、その2は支配者が人間である以上、最も基本的には死によって、あるいは他の理由によって、特定の個人の支配が永続するものではなく、その交代が必然的に生ぜざるをえないが、後継者がどのようにして養成されるのかという点である。このように考えると、ここで論じようとしている教育は単なる学校教育といった狭義の意味で用いられる概念としてではなく、より広義の意図的・無意図の両面にわたる社会化、社会的に必要とされる資質を自らの内部に内面化する過程としてとらえることが必要である。この意味で教育の必要性を考えていく上で重要な手がかりは、支配者の地位が業績主義的に達成された地位としての性格を持つものであるか、あるいは属性主義的に付与された地位としての性格を持つものであるか、いかえるならば、支配の正当性の根拠が業績主義的要因に依拠するものであるか、あるいは属性主義的要因に依拠するものであるかという相違<sup>(23)</sup>である。この相違によって、支配者の資質形成、後継者の養成に関わる教育の意味も大きく相違するのであって、この点をも考慮に入れつつ、以下で支配の3類型毎に支配者の資質形成、後継者の養成に教育がどのように関わり、各々の類型に対応する教育がどのようなものであるかについて考察を加えていく。

### (2) 支配の3類型と教育

#### 1) カリスマ的支配の教育

「支配者の人と、この人のもつ天与の資質（カリスマ）、とりわけ呪術的能力・啓示や英雄性・精神や弁舌の力、とに対する情緒的帰依によって成立する<sup>(24)</sup>カリスマ的支配において、支配者たる資質は「天与の資質（カリスマ）」と

いう用語に最も明確に示されるように、その属性主義的要因に大きく依拠すると考えられる。カリスマは「超自然的または超人間的または少なくとも特殊日常的な、誰でもがもちうるとはいえないような力や性質<sup>(25)</sup>」であって、それは人為的ではなく、生まれながらに「恵まれている」もの、あるいは「神から遣わされたもの」と考えられるのであって、教育によって後天的・人為的に形成される資質とは考えられない。なお、この支配の類型における行政幹部についてもどのような範囲の正当化をうけるかは、「専らヘルによって与えられる使命と、彼ら自身の個人的・カリスマ的資質とだけによって決定される<sup>(26)</sup>」。このように考えるとカリスマ的支配の正当性根拠である「カリスマ」という資質を支配者が獲得し、あるいは後継者が獲得する過程に教育は関与していない。

しかし、カリスマ的資質をもった支配者も「彼の神によって、あるいは呪術力や英雄力によって見捨てられたということが明らかになり、彼が長期にわたって成功を納めえないとき、とりわけ、彼の指導が被支配者たちに対して何らの幸をももたらさないときは、彼のカリスマ的権威は消滅のチャンスをもつ<sup>(27)</sup>」こととなり、またそれ以外の要因（例——支配者の死）による場合にも、支配者の交代・後継の必要が生じてくる。しかし、カリスマ的資質が人為的に形成されうるものではないとすれば、その後継はどのような手段で行われるのであろうか。この点について M. ウェーバーは、カリスマという資質が「何らかの——最初は純呪術的な——手段によって転移されうるような没主観的資質にひとたび転化するとき」から、それが本来の純粋な意味をはなれて、「原則的には〔後天的に〕獲得可能なものに転化する過程が、歩み出された<sup>(28)</sup>」とし、カリスマ的資質はその内実を変容させることによって後継者への転移、即

ち支配者の交代の可能性を生み出していくとしている。このようなカリスマ的資質の内容・性格が純粋に特定個人に内在するものから、非人格化・物象化・客体化されたものへと変化することが、カリスマ的教育の成立の前提条件である。カリスマ的教育も「少なくとも最初は、合理的または組織的教説の形はとらない<sup>(29)</sup>」のであって、最初は教授可能なものとはみなされておらず、あくまでも後継候補者、即ち教育対象者の内部に天与の資質（カリスマ——英雄性や呪術的能力など）が潜在的に存在している場合にのみ「全人格の再生によってこれを覚醒することができるにすぎない<sup>(30)</sup>」のであって、ここでの教育は本来潜在的にカリスマ的資質をもつ者（属性主義的要因において特殊な属性を付与されている者）に対するカリスマ的完成の段階における啓発・顕在化、修練と試験の過程ととらえられ、一定の資質の外部からの教授ではなく、あくまでも教育対象者の内発的変革・潜在的能力の顕現への援助と考えられる。しかし、カリスマ的資質の具体的内容をなす秘伝として取り扱われる経験的専門的要素（教説）、即ち何らかの呪術的な知識や技能の伝達が教育内容の内では比重を高めていくと、それは専門的知識の教授としての性格を強く持つようになり、本来のカリスマ的支配における教育の性格を変化させていくことになる。それは同時にカリスマ的支配の性格の変化をも意味するものであるが、支配者の交代、後継者への権威の移転という過程<sup>(31)</sup>に後に述べるようなカリスマ、カリスマ的支配の絶えざる日常化傾向の一原因が内在していると考えられる。

## 2) 伝統的支配の教育

伝統的支配は「その正当性が、古来伝習の（「昔から存在している」）秩序とヘル権力との神聖性にもとづいて<sup>(32)</sup>」おり、支配者（=Herr・首長）は伝統的に伝えられてきた規則によって

決定される。この限りにおいて支配者は特別の資質を獲得するための教育の必要なしに、他律的に一定の規則に合致するか否かという観点からの選抜をうけてその地位に就くものと考えられる。しかし「支配の行使の実際の仕方は、ヘル（およびその行政幹部）が、臣民の伝統的な従順性を前にして、彼らを抵抗に駆り立てることなしに、通常何をなしうるかということ（<sup>33</sup>）を標準として定められる」のであって、抵抗は権力についての伝統的な制限を無視した時に支配者にむけられるのであって、ここから支配者は支配の行使のために、また自らが支配者であり続けるために、行政幹部、被支配者以上に「伝統の諸記録、すなわち先例と判決例」について熟知、通曉している必要が生じる。ここに伝統的支配における支配者に対する教育が存在するが、しかし、これはその内容について十分検討することを要するが、ある面において専門的知識の教育と重複する点が多く、支配の根拠、支配者の選抜という点では異なるものの、その教育については伝統的教育と、この後に検討を加える専門的知識の教育を中心とする合法的支配の段階における教育とは互いに重複する性格、互いに他へ移行する可能性をもつと考えられる。

伝統的支配はその内部に多くの異なった支配の形態を下位概念として内在させているが、その代表的な例として「封建制」と「家長制的家産制」を取り上げるならば、その各々において行政幹部の教育という点では大きな相違を見せている。封建制はその成立基盤、特に行政幹部の支配関係への参加の動機は「名誉」と自発的に支配者に対して捧げられかつ守られる人的な「誠実」とに訴えるものである。<sup>(34)</sup> この「名誉」と「誠実」との結合は西洋型のレーエン封建制と日本の従土封建制に知られるだけであるとされるが、それらは「特別の身分的教育、即ち身

分的『名誉』にもとづくところの特殊の心情をはぐくむごとき教育の基礎をなし<sup>(35)</sup>ており、この支配類型における教育がどのような内容を持ち、どのような方向を目指したかがここから理解される。また、封建的体制は特殊な軍事的性格を持つとともに、事務的合理性に対する反感を生ぜしめており、これらの点から封建制下における行政幹部の教育は「騎士の習律・身分的矜持およびこれによって方向づけられた『名誉』感情を教え込むものであり、また、彼岸的志向をもっている点でカリスマ的・呪術的な予言者や英雄の禁欲と異なり、戦士的な英雄意識を志向している点で文書的『教養』と異なり、また、その遊戯的・芸術的な形成によって合理的な専門訓練と区別される<sup>(36)</sup>」。

一方、「家長制的家産制」においては基本的に唯一人の個人による大衆支配であり、必ず支配の機関としての「官吏」を必要とするが、その官吏の養成を目的とする行政幹部に対する教育は、中国の教養人階層に代表されるような官吏勤務の目的のための特定の「教養」を身につけることを内容とするものである。「教養」の内容は時代・地域によって異なるが M. ウェーバーは近東アジア的オリエントや中世におけるごとく、計算の仕事や書記の仕事、すなわちすぐれて文筆的な性格を持つ場合や、中世の大学にみられるごとく、世俗的・専門法学的な性格を持つ場合などを事例としてあげている。この段階の「教育の目標と社会的評価の基礎」とは、『専門人』であったのではなく、——標語的な表現を用いるなら——『教養人』der kultivierte Mensch<sup>(37)</sup>であった点に特色を持つが、しかしその教育内容が普遍的な教養についての比重を低め、職務の遂行に直接必要な専門的知識の比重を高めていくとき、それは合法的支配の下における教育、即ち官僚制下における官僚養成の教育へと性格を移行させていく方向をた



どる可能性を常に内在させていたといわざるをえない。

### 3) 合法的支配の教育

合法的支配は制定された規則によって支配が行われるものであって、支配者の性格は他の2類型とは大きく異なっている。支配者は個人として「彼のもつ固有の権利のゆえに服従されるのではなく、制定された規則に対して服従がおこなわれ、この規則が、誰に対して、またいかなる範囲まで服従されるべきかを決定するので<sup>(38)</sup>あり」、支配者も命令を出す場合には、「一つの規則に、すなわち『法律』または『行政規則』<sup>(39)</sup>に、形式的に抽象的な規範に、服従している」のであって、その支配権は制定された規則によって常に一定の範囲内に限定されている。このように考えると支配者は自らが支配を実施する上で、支配の実施を有効なものとするため、また自らの支配が広く受け入れられ自らの支配を維持するためには、誰よりも制定された規則について熟知・通曉している必要がある。

他方、合法的支配の典型は官僚制的支配にあるといわれるように、この支配の類型における行政幹部は官吏に代表されるが、行政幹部としての官吏も「訓練された専門官吏」として、その職務執行が「一般的な・多少とも明確な・多少とも網羅的な・習得可能な規則にしたがって<sup>(40)</sup>おこなわれる」ところから、これらの規則の知識である「特殊の技術学（それぞれの専門に応じて法律学・行政学・経営学）」についての学問を身につけていることが要求され、それを明示するには「明確に規定された教育過程を修了すること」と「任命の前提条件として一般的な形で規定されている専門試験に合格すること」が必要であるとされる。ここに支配者、行政幹部としての資質の形成に専門化された知識の体系的教授としての教育、即ち今日の学校教育に典型的に示されるような内容と形式を備えた教

育の存在が必要不可欠の存在としてたちあらわれてくる。M. ウェーバーは合法的支配の典型である官僚制の社会的・経済的諸前提を、①貨幣経済的・財政的諸前提、②行政事務の量的発達、③行政事務の質的変化、④官僚制的組織の技術的優秀性、⑤行政手段の集中、⑥社会的差別の水準化、の6項目に求め、考察を加えているが、これとは異なった側面で官僚制の成立・発展は専門的知識の体系化された教育の体制、その上に成立する合理的・専門的試験制度とその結果を明示する「教育免状」(Bildungspatent) の存在・発展を必要条件としている。ここでは支配者・行政幹部の地位は業績主義的地位へとその性格を変化させているのであり、支配者・行政幹部はカリスマや伝統的要因（即ち属性主義的要因、その1代表例として血統が考えられる）に優れた人々の集まりであることをやめ、「特権の学歴カスト」へ化していき、教育免状の社会的威信を高めていく傾向をもつことになる。M. ウェーバーはこの点について「教養と教育との『合理化』」の題目の下に「近代的な完全官僚制が初めて合理的・専門的な試験制度の不断の発展をもたらしたのである。…(略)…資本主義の官僚制と専門的訓練を経た技術者や事務員に対する資本主義的需要とは、それを全世界に広めている<sup>(42)</sup>」と今日の実態をも予言するかのような発言をしている。

### (3) 合理的教育への必然的移行傾向

以上では支配の3類型に依拠し、その各々の類型において支配者の資質の形成と行政幹部の養成に教育がどのように関わっているか、各々の類型下の教育がどのような特質をもつかを考察してきた。官僚制にその典型例が求められるような合法的支配において、専門的・合理的教育が要求されることは別として、カリスマ的支配・伝統的支配の下での教育について考えるならば、各々前述したようにその教育の内容・性

格はある一定の変化が生じれば容易に専門的知識の合理的教授を内容とする教育に移行する可能性を内在させているといわざるをえない。カリスマ的支配においては、それが純粹カリスマである限りでは教育と無縁に成立・維持しえたとしても、特定の個人をはなれてカリスマ的支配そのものを維持継承していくために後継者が必要となり、そこでの継承にあたって後継者に内在するカリスマ的資質の顕在化への働きかけとして教育がかかわりはじめ、さらにカリスマ的知識・技術の外部からの教授もが行われるならば、それは特定の対象者に対するという限定はあるものの専門的知識の教育という性格を持つものとなりうる。また、伝統的支配においては支配者・行政幹部として必要な資質の形成は、その内容の相違を別とすれば、伝統的な知識の教授の性格をもち、カリスマ的支配における教育以上にさらに容易に専門的知識の教育へと移行する可能性を強くもつ。

このように、支配者・行政幹部に対する教育は、専門的知識を内容とし、体系的な方法による教授を行うところに特徴をもつ合理的な教育、いいかえるならば合法的支配の段階における教育と共通の性格をもった教育へと移行していく必然的傾向をその内部に含んでいるといえる。

このような支配者・行政幹部に対する教育に対して、被支配者は支配関係において自ら支配に服従する意欲をもつとした点に M. ウェーバーの支配に関する所説の一特徴があるが、この点に関する被支配者に対する教育について明らかにすることが次の課題である。

### 3. 被支配者の服従意欲・態度の形成と教育

#### (1) 服従の根拠と類型

ここでふたたび M. ウェーバーの支配の概念を示すならば、それは「支配 (Herrschaft) と

は、一定の内容をもつ命令に所与の人々が服従するチャンス<sup>(43)</sup>のこと」であるとされる。ここから支配者やその権力に注目するだけではなく、支配の実態を把握し、その特性を理解するには、被支配者、即ちここでの M. ウェーバーの表現に従えば、一定の内容をもつ命令に服従するチャンスをもつ所与の人々に注目し、彼らが何故に命令に服従するのかを明らかにする必要が生じる。ここではこの被支配者の服従意欲・服従態度の形成と教育との関係と、支配者に対する被支配者としての性格に注目する限りでの行政幹部の教育について考察を加えていく。

被支配者には、その支配に服従する意欲・態度の形成根拠に注目すると大別して2種の異なった類型が存在する。それは池田義祐がその著『支配関係の研究』の内で「服従者」「被支配者」として区分して示した類型であって、池田義祐は服従者は自発的に支配関係における被支配者の位置に自らをおくものであり、「上位者からその実行を要求された行為を下位者が好んでなす場合」を、被支配者(狭義の)は他発的・被強制的に支配関係における被支配者の位置におかざるをえないものであり、「上位者からその実行を要求された行為を下位者が好まざる形<sup>(44)</sup>でなす場合」を意味するものとしている。このように狭義の被支配者はその支配関係への参加、支配に服する動機が他発的・被強制的であって、その点から考えるならば被支配者が狭義の「被支配者」である限りはその支配関係は安定しているとはいいがたく、被支配者が自発的に、自ら好んで支配に服する傾向をより強く持ち、「服従者」へとその性格を転化したとき、その支配関係はきわめて安定したものとなる。M. ウェーバー自身もこの点について注目し、支配についての他の箇所での定義では支配そのものの定義につづけて「一定最少限の服従意欲、すなわち服従することに対する(外的

または内的な)利害関心があるということが、  
 あらゆる真正な支配関係の要件である」と明言  
 している。<sup>(45)</sup>

この服従意欲・服従態度がどのような根拠によつて成立し、維持されていくかを明らかにすることが次の課題となるが、その手掛りとして M. ウェーバーは行政幹部が支配者への服従に拘束される理由について(その限りにおいて被支配者一般についての理由とは異なる性格を持つとも考えられるが)、①習俗による、②情緒的に拘束される、③物質的な利害状況による、④理念的動機による(価値合理的に)、と4つの事由を示し、この動機の相違が支配の類型を大幅に規定するとした上で、純粋に物質的な(その限りで目的合理的な)動機にもとづいている場合にはその関係は比較的不安定であつて、他の情緒的・価値合理的動機が加わる場合にその関係は安定化するとしている。しかしここでの安定・不安定という判断はこの2種の間の相対的な比較にもとづく程度の差異の問題であつて、支配関係が真に確実な信頼しうる基礎を持ちうるには、さらに別の1つの要素である「正当性の信仰」(Legitimitätsglaube)が加わらなければならぬ。<sup>(47)</sup>この正当性に対する信仰は、被支配者(行政幹部に典型的に見られる)の支配関係に対する主観的・内面的な承認であつて、具体的には被支配者がその内部にもつ正当性への信念に呼びかけ、それと各々の支配関係が基礎としてもつ正当性根拠との一致をはかることによつて確立される。M. ウェーバーは「すべての支配は、その『正当性』に対する信仰を喚起し、それを育成しようと努めている」と指摘しているが、これこそが支配を正当なものとして被支配者に認識・承認させ、支配関係を安定維持させるために必要な要素となるのであつて、この過程が支配者の被支配者に対する意図的な働きかけ、被支配者の内部における服

従意欲・服従態度の形成であり、被支配者に対する教育の實質的な内容をなすものである。この被支配者の内部における服従意欲・服従態度の形成にはいくつかの方法が考えられるが、それらの内でそれが外部からの働きかけ、強制として行われたという意識を強くもつ場合よりは、あたかも被支配者の内発的な欲求に従い、自発的に行われたという意識を強くもつ場合にこそ、より強固な内面的存在として被支配者に定着する。この点について池田義祐も「…(略)…一般に支配者の側から服従者に向かつて正当性の信念を振起し育成する最も有効な、かつ現実に屢々行われている方法の一つは、支配に対する服従を社会的規範として固定化し、さらにかかる社会的規範を服従者の内なる道徳規範・道徳律として服従者の主観的意識のなかへ、教育その他の方法を以て内在化せしめることである」<sup>(49)</sup>と指摘している。このように考えるならば、まさしく教育は内在化の方法として法(罰則を伴う他律的規範の意味をもつ)による場合などに比べより望ましい効果をあげうる手段として認識される。無論、正当性の根拠が異なれば、それに応じた被支配者への内面化の働きかけの方法も異なると考えられるのであつて、以下支配・支配の正当性根拠の3類型の各々についてこの点から考察を加えていく。<sup>(50)</sup>

## (2) 服従意欲・態度の形成と教育

### 1) カリスマ的支配の教育

「カリスマの妥当を決定するものは、証しによつて——始源的には、常に奇跡によつて——保証された、啓示への帰依・英雄崇拜・指導者への信頼から生まれるところの、被支配者による自由な承認である」<sup>(51)</sup>とすれば、カリスマ的支配において、被支配者はその支配者をカリスマ的資質をもった者として承認し、さらに自らの支配者として承認するという点において自発的な判断の権利を有しているように考えられる。

この点から考えるならば支配者は被支配者にカリスマ的資質を待望する状況を作り出すとともに、自らがカリスマ的資質の所有者であることを示し続けることが必要である。M. ウェーバーの表現に従えば、官僚制的構造（合法的支配）も家父長制的構造（伝統的支配）も日常需要の充足（通常の・日常的手段によってまかなわれうるとき経済部門を中心とする）に根ざしているのに対し、カリスマ的支配は「経済的<sup>(52)</sup>日常の諸要素を超える一切の需要」を充足することに根ざしているとされるが、このような需要を被支配者の間に内発的に呼びさまし、自らがそれを常に満しうる資質の所持者として「効験」を示すことが支配者の自らの支配の安定維持のための被支配者への働きかけの中心となる。他方、被支配者は常にその「効験」や支配者から自己に「幸福がもたらされる」かを規準に常に支配者を自らの支配者として承認するか否かを判定しているのであって、それは被支配者の「義務」であったとしても、やがて支配者の交代、後継者の承認の「歎呼賛同」に代表的に見られるようにカリスマ的支配とは異なった性格の支配への変化の傾向を含んでいるのであり、また教育もある意味において合理的知識の増大を必然的にもたらすならば、カリスマ的資質の発現を求める非日常的な需要を縮小させること、支配者承認の規準を支配者のカリスマ的資質の適否のみに限ることから他の支配能力の適否をも考慮に入れたものへと変化させることなどを通じて、支配の本質を変化させる作用を果たすと考えるべきであろう。

## 2) 伝統的支配の教育

伝統的支配における正当性根拠は「古来伝習の（「昔から存在している」）秩序とヘル権力との神聖性にもとづいており、その神聖性にもとづいて信仰されて」いるのであって、この支配が広く被支配者に受け入れられ、安定・維持さ

れていくためには、①伝統に対する尊重・遵守の念と、②伝統内容についての共通理解が存在することが必要である。M. ウェーバーは伝統的支配の第一次的類型として支配者の個人的な行政幹部が欠如している場合、(a)長老制、(b)第一次的家父長制をあげているので、これを例として見るならば、ここで成員（被支配者）が支配者に対して服従義務を負うのは「ただ伝統にしたがってのみである」と明言しており、つけ加えるならば支配者も「伝統に厳格に拘束されている」。これらの点から考えるならば、伝統的支配における被支配者に対する教育は伝統的な心情、即ち伝統を尊重し遵守する心情を形成・強化するとともに、伝統として一般に承認されている支配の内容を明確にし、理解させることこそが重要な内容となる。これを被支配者の内面的な尺度とし、これに対応して支配者が現に実践している支配、具体的には支配者の命令・言動が伝統に依拠するものであり、伝統的に許容されたものであることを明らかにしていくことが必要である。このように伝統的支配における被支配者に対する教育はまさしく「伝統的な教育、伝統の維持・継承としての教育」であって、その内容・方法は伝統的に規定された一定の傾向を、支配者に対する教育以上に強くもつ。

## 3) 合法的支配の教育

合法的支配は「制定された法秩序の合法性と、これらの秩序によって支配の行使の任務を与えられた者の命令権の合法性とに対する信仰<sup>(53)</sup>にもとづいた」ものであって、ここから合法的支配の成立、安定・維持のために必要な被支配者に対する教育は、①合法的秩序に対する服従の念の形成と、②合法的秩序を体現した意図的に制定された諸規則の内容を徹底させる意図をもつものとなる。合法的支配における行政幹部への教育は何よりも専門的な職務遂行に必要な

知識の習得を中心とするものであることは前に明らかにしたが、それは行政幹部以外の一般の被支配者への教育においても共通するものであって、以上の2点を中心となる。合法的支配は「近代官僚制」にみられるように他の2種の支配の類型と異なり、きわめて大量の人々に対する支配を可能にするが、その実現のためには均質化した被支配者層の存在が前提となるのであって、大量の被支配者層に対する均質的な教育がそこに大きな存在意義をもつ。支配者・支配者としての行政幹部の教育について考察した点とも共通するが、被支配者の教育という視点からも合法的支配の成立には多数の人々への共通の教育——それは近代社会に特徴的に見られる普通教育・公教育・学校教育として具体的にイメージされる——の存在が必要なのである。

#### 4) 被支配者に対する教育の内容

M. ウェーバーは服従を「服従者が、命令の内容を、——それが命令であるということ自体の故に、しかももっぱら形式的な服従関係だけの故に、命令自体の価値または非価値についての自己の見解を顧慮することなく——、自己の行為の格率としたかのごとくに、彼の行為が経過するということである<sup>(54)</sup>」とするが、先にも述べたように支配をより安定したものとするためには、被支配者が自ら内発的に服従したかの如き意識をもって支配関係に参加する方向へ進むことが必要である。この点についてはM. ウェーバーも前に示したように「すべての支配は、その『正当性』に対する信仰を喚起し、それを養成しようとする」と指摘しているのであり、これが意図的に行われている場合を教育と考えるならば、あらゆる支配はその類型毎に内容は異なっていると見ても、支配の安定・維持を目標として被支配者に対する教育を必然的に行っているといわざるをえない。そしてここでの考察からは、被支配者に対する教育

は、①被支配者に内在する支配の正当性根拠を求める要求（正当性信仰）を喚起し、②現存する支配がもつ正当性根拠が他のそれに比べ文字通りより正当なものであることを認識せしめ、③正当性根拠についての共通理解を持たしめること、を共通の目的としてもつものであると要約される。

#### おわりに

本稿ではM. ウェーバーの「支配」についての所説を基礎として、その支配概念についての基礎的理解と支配に対する教育の関与についての考察を行ってきた。これらの考察の結果、明らかになった点についてここで一応の総括をはかっておく。

M. ウェーバーは支配関係に参加する諸個人の位置づけについては「支配者——行政幹部——被支配者」の3者関係としてとらえた。この内、支配者・被支配者についてはその性格は一義的にとらえられるが、中間的存在としての行政幹部は支配者に対して被支配者（服従者）としての性格を持つとともに、被支配者に対しては限定的なものとはいえ支配者としての性格をもつという点で両義的な意味をもつ存在である。支配の正当性根拠に一つの焦点をおいて支配に対する教育の関与について考察するならば、支配者（支配者としての性格に限定しての行政幹部も含む）にとって教育は支配者としての資質の形成、特にその支配の正当性根拠を身につけるためのものとして存在する。カリスマ的支配においてはカリスマ的資質（呪術的知識・技術を例とする）の啓発、伝統的支配においては伝統（伝統の諸記録、すなわち先例と判決例）についての知識や伝統的に支配階級に要求される資質（教養）の習得、合法的支配においては合法的秩序とその表現としての制定された規則についての専門的知識の習得が支配者の

地位の獲得に必要であり、同時にその安定、さらに支配の安定・維持をもたらすのである。他方、被支配者（被支配者としての性格に限定しての行政幹部も含む）にとって教育は、M. ウェーバーの特徴ある指摘に見られるような、「服従意欲・服従態度」の内発的な発現を呼びかけるものとして大きな意味をもつ。それらは具体的にはその支配の「正当性根拠」の内発的承認を意味するが、その方法として教育は大きな影響力を有すると考えられる。これらの点から本稿における第1の結論として、支配はその成立、安定・維持のために支配者・行政幹部・被支配者各々に対する教育を必然的に伴うということがあげられる。

次に、M. ウェーバーは、カリスマ的支配は常にその「非日常性」を失い「日常性」をもった支配（その典型としてここでは伝統的支配が考えられる）へ、伝統的支配は合法的な支配へと各々必然的に移行していく傾向をその内部に自ら包含していると考えていたといえるが、このような支配の内在的要因に起因する移行傾向に対して教育も大きく関与している。カリスマ的支配においては支配者の交代・後継の時期に次代のカリスマ的資質に基礎をおく支配者に対する教育が、その内在的・潜在的なカリスマ的資質の顕在化に働きかけるのみならず、秘伝と称せられるカリスマ的知識・技術の習得をも含むものとなり、後者の比重が高まるほど伝統的知識の習得へと性格を移行していく。伝統的支配における教育についてもその内容とされる伝統についての知識、伝統的に支配者層に要求される資質という点が、直接支配に必要な専門的知識へと変化すれば、合法的支配における教育と同一の性格の存在へと移行しうる。このように考えると、教育が支配の類型的性格の決定・変化に大きな影響を与える存在であり、その変化は常に合法的支配を到達点とする方向でのた

えざる移行傾向を促進する存在であると考えられる。またこれとはやや異なった性格の問題でもあるが、教育（特に被支配者に対する）が合理的知識の習得、合理的判断力の形成を程度の差はあれその内容として含むとすれば、その点からもこの傾向はさらに強化されることが考えられるが、この点については本稿では十分論じえなかった。いずれにせよ本稿における第2の結論として、教育が支配の性格のたえざる移行傾向を促進する要因となることがあげられる。

最後に、きわめて古典的ともいえる M. ウェーバーの「支配」概念を基礎とする考察の結果明らかになった支配と教育との関係は、しかしながら今日の教育の問題を考察する上で何らかの手掛り、視点を示唆するものと考えられないであろうかという点を指摘しておきたい。教育が支配と密接な関連をもった存在であるということはいまにも自明な結論であったとしても、現代の日本の学校教育をめぐる諸問題などに示される教育の今日的状況の把握へのアプローチに取り入れていくことができないであろうか。この点について考えていくことを次の課題としてあげて本稿での考察を一応閉じたい。

## 〔注〕

M. ウェーバーの下記の著書・訳書はきわめて頻繁に引用されるので所記の略号をもって示す。

- W. und G. Weber, M. Wirtschaft und Gesellschaft. 1921. (但ページは J. Winkelmann 編, 第4版 (1956) による)。  
 諸類型……世良晃志郎訳『支配の諸類型』（同書第一部第3章・第4章）。  
 社会学Ⅰ……世良晃志郎訳『支配の社会学Ⅰ』（同書第二部第9章1～4節）。  
 社会学Ⅱ……世良晃志郎訳『支配の社会学Ⅱ』（同書第二部第9章5～7節）。

- (1) Homans, G. C. The Human Group, p. 3. (馬場・早川訳『ヒューマン・グループ』3頁)。

- (2) その1例としてH.スペンサーには下記の著書がある。  
Spencer., H. Education, 1861. (市橋善之助訳『教育論』1941)。
- (3) Pareto., V. F. D. Un Applicazione di teorie sociologiche, 1900. (川崎嘉元訳『エリートの周流』1975)。  
Durkheim., E. Èducation et Sociologie, 1922. (佐々木交賢訳『教育と社会学』1976)。  
Simmel., G. Schulpädagogik, 1922. (ただしこれは死後 Hauter., K. が講義内容を編纂刊行したものである。伊勢田耀子訳『学校教育論』1970)。
- (4) その1例としてデュルケームに関しては、中嶋明勲『社会学的教育思想の形成』参照。
- (5) King., R. “Weberian Perspectives and the Study of Education” Britische Journal of Sociology of Education, Vol. 1. No.1, p.7.
- (6) Weber., M. Wissenschaft als Beruf, 1919. (尾高邦雄訳『職業としての学問』1936)。  
Weber., M. Die “Objektivität” sozialwissenschaftlicher und sozialpolitischer Erkenntnis, 1904. (恒藤恭校閲『社会科学方法論』1936)。
- (7) イギリス「新教育社会学」の研究の1代表的領域としてのカリキュラム研究に関連して、M. F. ヤングは「ウェーバー学派の貢献」を肯定的に考察している。Young., M. F. D. “An Approach to the Study of Curricula as Organized Knowledge”, Young., M. F. D. (ed) Knowledge and Control, pp. 30~31. なお、この点については、熊谷一乗「学校知識の編成に関する社会学的試論」(日本教育社会学会編『教育社会学研究』第38集)参照。
- (8) その1例として、Bell., A. “Structur, Knowledge and Social Relationships in Teacher Education” Britische Journal of Sociology of Education, Vol. 2. No.1.
- (9) 森重雄「ウェーバーの教育社会学」(日本教育社会学会編『教育社会学研究』第38集)。
- (10) W. und G. s. 26 (Soziologische Grundbegriff), (阿閉・内藤訳『社会学の基礎概念』82頁)。
- (11) ibid. s. 29. (同上, 92頁)。
- (12) ibid. s. 27. (同上, 85頁)。
- (13) ibid. s. 28. (同上, 90頁)。
- (14) ibid. s. 28. (同上, 90頁)。
- (15) 阿閉吉男『ウェーバー社会学の視園』44頁, 50~51頁等。
- (16) W. und G. s. 555. (『社会学Ⅰ』47頁)。
- (17) ibid. s. 555. (同前, 47頁)。
- (18) ibid. s. 552. (同前, 39頁)。
- (19) ibid. s. 552. (同前, 39頁)。
- (20) ibid. s. 551. (同前, 33頁)。
- (21) 潮木守一『近代大学の形成と変容』1973, (特に第1章第2節「教育の諸類型」)。
- (22) 潮木守一, 同前, 28頁。
- (23) 業績主義・属性主義の考え方は基本的にはLinton., R. The Study of Man : An Introduction, 1936. により, その現代的解釈と新たな概念の提唱は, 梶田孝道「業績主義・属性主義と社会問題群」(現代社会問題研究会編『現代社会の社会学』1980)による。
- (24) W. und G. s. 555. (『社会学Ⅰ』47頁)。
- (25) ibid. s. 140. (『諸類型』70頁)。
- (26) ibid. s. 555. (『社会学Ⅰ』48頁)。
- (27) ibid. s. 140. (『諸類型』70頁)。
- (28) ibid. s. 685. (『社会学Ⅱ』487頁)。
- (29) ibid. s. 685. (同前, 487頁)。
- (30) ibid. s. 685. (同前, 487~488頁)。
- (31) ibid. s. 557. (『社会学Ⅰ』52頁)。
- (32) ibid. s. 130. (『諸類型』33頁)。
- (33) ibid. s. 130. (同前, 34頁)。
- (34) ibid. s. 658. (『社会学Ⅱ』387頁)。
- (35) ibid. s. 658. (同前, 388頁)。
- (36) ibid. s. 659. (同前, 391頁)。
- (37) ibid. s. 586. (『社会学Ⅰ』139頁)。
- (38) ibid. s. 551. (同前, 33頁)。
- (39) ibid. s. 551. (同前, 33頁)。
- (40) ibid. s. 560. (同前, 62頁)。
- (41) ibid. ss. 564~577. (同前, 73~114頁)。
- (42) ibid. s. 585. (同前, 136~137頁)。
- (43) ibid. s. 28. (Soziologische Grundbegriff), (阿閉・内藤訳『社会学の基礎概念』90頁)。
- (44) 池田義祐『支配関係の研究』28頁。
- (45) W. und G. s. 122. (『諸類型』3頁)。
- (46) ibid. s. 122. (同前, 4頁)。
- (47) ibid. s. 122. (同前, 4頁)。
- (48) ibid. s. 122. (同前, 4頁)。
- (49) 池田義祐, 同前, 102~103頁。

- 60 本項の作成に当たっては池田義祐，同前（特に第2章支配関係の本質，第2節支配関係の主観的側面）に示唆を得た。
- 61 W. und G. s. 140. (『諸類型』71頁)。
- 62 ibid. s. 663. (『社会学Ⅱ』400頁)。
- 63 ibid. s. 124. (『諸類型』10頁)。
- 64 ibid. s. 123(同前，7頁)。

## 〔参考文献〕

1. Weber., M. Wirtschaft und Gesellschaft : Grundriss der verstehenden Soziologie. 1921 ~22 (Winckelmann 編・第4版 1956).  
同書各部分邦訳  
世良晃志郎訳『支配の諸類型』（第一部第3章・第4章）1970，創文社。  
世良晃志郎訳『支配の社会学Ⅰ』（第二部第9章 1～4節）1960，創文社。  
世良晃志郎訳『支配の社会学Ⅱ』（第二部第9章 5～7節）1962，創文社。  
濱島朗訳『権力と支配』（第一部第3章，第三部第6章）1967，有斐閣。  
阿閉吉男・内藤榮爾訳『社会学の基礎概念』（第一部第1章）1968（改版本），角川書店。
2. 阿閉吉男『ウェーバー社会学の視園』1976，勁草書房。
3. 池田義祐・佐々木交賢編『支配——社会的勢力の展開——』1970，川島書店。
4. 池田義祐『支配関係の研究』1978，法律文化社。
5. 間庭充幸『共同態の社会学』1978，世界思想社。
6. 森博・矢澤修次郎編『官僚制の支配』1981，有斐閣。
7. 鈴木幸壽編『権力と社会』1983，誠信書房。
8. 潮木守一『近代大学の形成と変容』1973，東大出版会。
9. King., R. “Weberian Perspectives and the Study of Education” *British Journal of Sociology of Education*, Vol. 1, No. 1, 1980, pp. 7~23.
10. Bell., A. “Structure, Knowledge, and Social Relationships in Teacher Education” *British Journal of Sociology of Education*, Vol. 2, No. 1, 1981, pp. 3~23.

## 〔付記〕

本稿の作成・発表にあたり，学部・大学院在学中に演習を通じてM. ウェーバーに関して御指導いただいた，山下淳志郎先生・阿閉吉男先生にあらためて感謝の意をあらわします。

（たかしま ひでき，本学講師）